

## 三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事 特記仕様書

### 【施工者希望型】令和8年7月

1. 本工事は、受注者からの提案・協議により、省人化建設機械（チルトローテータ）を活用する工事の対象工事である。
2. 本工事で活用できる省人化建設機械（チルトローテータ）は次のとおりとする。

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき、認定された省人化建設機械のうち、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械で国土交通省 HP にて公開されている「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

○ 「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表

<掲載先 URL（国土交通省 HP）>

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000050.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html)

3. 本工事では、次の図書を適用する。

○ 対象工種、実施方法、工事費の積算等、当該活用工事に係る実施運用に関すること。

「三重県省人化建設機械（チルトローテータ）活用工事 試行要領」

<掲載先 URL（三重県 HP）>

[https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466_00003.htm)

4. その他

○ 施工合理化調査を実施する場合は、これに協力すること。

- 発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会や講習会等を実施する場合は、これに協力すること。